

総財公第11号
平成24年1月27日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

殿

総務副大臣
黄川田 徹

地方公営企業法施行令等の一部改正及び地方公営企業法施行規則等の一部改正について（通知）

地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号。以下「一部改正政令」という。）が公布され、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）の一部が改正されるとともに、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号。以下「一部改正省令」という。）が公布され、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）、地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「地方債省令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号。以下「健全化規則」という。）の一部が改正されました。併せて、規則第54条の規定に基づき、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年総務省告示第18号）が告示されました。

今回の改正は、「企業会計基準の見直しの進展」、「地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進」、「地域主権改革の推進」、「公営企業の抜本改革の推進」の諸状況を踏まえ、地方公営企業会計制度について、企業会計制度との整合性を図る観点等から、昭和41年以来の全面的な見直しを行ったものです。その内容については、地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成21年12月。以下「研究会報告書」という。）のうち会計基準の見直しに係る部分及び資本組入れ制度に係る部分を踏まえています。なお、資本制度の見直しについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う地方公営企業法等の一部改正について（通

知)」(平成23年8月30日付け総財公第103号)においてお知らせしたように、既に改正が行われています。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

おって、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて」(昭和27年9月29日付け自乙発第245号)の一部を別紙により改正するので、その運用についても御留意いただくようお願いいたします。

また、研究会報告書のうち財務適用範囲の拡大等に係る部分及びその他の検討事項に係る部分についても、引き続き所要の検討を行う予定としておりますので、御留意いただくようお願いいたします。

記

第一 地方公営企業会計基準に関する事項

一 借入資本金

借入資本金制度を廃止し、建設又は改良に要する資金に充てるための企業債及び一般会計又は他の特別会計からの長期借入金には負債に計上することとしたこと(改正前の令第15条第1項及び第2項)。

二 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- 1 資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)により取得した固定資産については、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる、いわゆる「みなし償却制度」を廃止したこと(改正前の規則第8条第4項及び第9条第3項)。
- 2 負債は、固定負債、流動負債及び繰延収益に区分することとし、減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を、繰延収益(長期前受金)として整理しなければならないこととしたこと(令第15条第2項及び第26条第1項、規則第21条第1項)。
- 3 繰延収益は、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却若しくは除却を行い、又は減損損失の処理を行う際に、当該固定資産の

減価償却費若しくは残存価額又は減損損失に相当する額に、当該固定資産の帳簿価額に対する繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならないこととしたこと（令第26条第2項、規則第21条第2項）。

三 引当金

- 1 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表及び貸借対照表に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならないこととしたこと（規則第22条）。
- 2 退職給付引当金（企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。）のほか、規則第22条の規定により計上すべき引当金については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならないこととしたこと（規則第12条第2項第1号）。

四 繰延資産

- 1 資産は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分することとし、繰延勘定を廃止したこと（改正前の令第14条及び第26条、令第14条）。
- 2 鉄道事業については、鉄道に係る災害による損失が多額であってその全額を当該災害の生じた事業年度において負担することが困難な場合には、当該損失に相当する額の全部又は一部を繰延資産として整理することができるものであり、この繰延資産は、当該繰延資産を計上した事業年度の翌事業年度以降5事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならないものであること（改正前の令第26条、令第25条）。
- 3 資産に係る控除対象外消費税額が生じた場合においては、当該控除対象外消費税額の全部又は一部を長期前払消費税勘定に整理することができるものであり、この長期前払消費税勘定は、当該長期前払消費税勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降20事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならないものであること（改正前の規則第10条の2第1項及び第2項、規則第20条第1項及び第2項）。この長期前払消費税は固定資産のうち投資その他の資産に属するものとしたこと（規則第5条第2項第3号ホ）。

五 資産の評価

- 1 資産については、原則としてその取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならないものであり、また、譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とするも

のであること（改正前の規則第3条第1項及び第4条第1項、規則第8条第1項及び第2項）。

- 2 次に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額としてそれぞれに定める価格を付さなければならないこととしたこと（規則第8条第3項）。
 - (1) (3)及び(4)に掲げる資産以外の資産であって、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの 事業年度の末日における時価
 - (2) 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額
 - (3) たな卸資産であって、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの 事業年度の末日における時価
 - (4) 満期まで所有する意図をもって保有する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価
- 3 償却資産の帳簿価額は、帳簿原価から既に行った減価償却累計額を控除した額とするものであること（規則第8条第4項）。
- 4 償却資産について2(1)又は(2)に定める価格を帳簿価額とした場合には、当該償却資産の事業年度の末日における帳簿原価についても当該価格とされたものとするものであること（規則第8条第5項）。
- 5 債権については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができるものであること（規則第8条第6項）。
- 6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができるものであること（規則第8条第7項）。
 - (1) 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低い資産
 - (2) (1)に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

六 リース取引に係る会計基準

- 1 リース物件、ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引について、それぞれ定義を定めたこと（規則第1条第13号から第15号まで）。
- 2 ファイナンス・リース取引におけるリース資産（当該地方公営企業がリース物件の借主である資産に限る。）は固定資産に属するものとし、ファイナンス・リース取引におけるリース債務は固定負債又は流動負債に

属するものとしたこと（規則第5条第2項第1号チ及び第2号ル並びに第7条第2項第6号及び第3項第12号）。

3 次のいずれかに該当するときは、ファイナンス・リース取引に係る2の規定を適用しないことができることとしたこと（規則第55条）。

(1) ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主が地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる事業であって、令第8条の2各号に掲げる事業以外のものであるとき（管理者を置かないことができる企業）

(2) リース物件の重要性が乏しいものであるとき

七 セグメント情報の開示

1 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する事項であって、次に掲げる事項としたこと（規則第40条第1項）。

(1) 報告セグメントの概要

(2) 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2 報告セグメントの区分は、企業管理規程で定めるものとしたこと（規則第40条第2項）。

八 キャッシュ・フロー計算書

法第25条に規定する予算に関する説明書として、資金計画に代えて予定キャッシュ・フロー計算書を定めるとともに、法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類として、新たにキャッシュ・フロー計算書を定めたこと（改正前の令第17条の2及び第23条、令第17条の2及び第23条）。

九 勘定科目等の見直し

1 資産は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分することとしたこと（改正前の令第14条、令第14条）。資本は、資本金及び剰余金に区分し、剰余金は資本剰余金及び利益剰余金に区分するものであること（改正前の令第15条第2項、令第15条第1項）。負債は、固定負債、流動負債及び繰延収益に区分することとしたこと（改正前の令第15条第3項、令第15条第2項）。

- 2 法第2条第1項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、規則第2章及び別表第1号に定める勘定科目表に準じて、また、これら以外の事業の勘定科目は、規則第2章及び別表第1号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して、それぞれ区分しなければならないものであること（改正前の規則第2条の2、規則第3条）。
- 3 損益勘定のうち収益勘定は、営業収益、営業外収益及び特別利益に区分しなければならないものであり、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができるものであること（規則第4条第1項）。
- 4 損益勘定のうち費用勘定は、営業費用、営業外費用及び特別損失に区分しなければならないものであり、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができるものであること（規則第4条第3項）。
- 5 損益勘定の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならないものであること（規則第4条第6項）。
- 6 資産勘定のうち固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならないものであり、各項目は適当な項目に細分しなければならないものであること（規則第5条第1項）。固定資産の各項目に属する資産を定めたこと（規則第5条第2項）。
- 7 資産勘定のうち流動資産は、適当な項目に細分しなければならないものであること（規則第5条第3項）。流動資産に属する資産を定めたこと（規則第5条第4項）。
- 8 資産勘定の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付さなければならないものであること（規則第5条第5項）。
- 9 資本勘定のうち剰余金は、適当な項目に細分しなければならないものであること（規則第6条第1項）。
- 10 剰余金のうち資本剰余金に属する剰余金及び利益剰余金に属する剰余金をそれぞれ定めたこと（規則第6条第2項及び第3項）。
- 11 資本勘定のうち剰余金の各項目は、当該項目に係る剰余金を示す適当な名称を付さなければならないものであること（規則第6条第4項）。
- 12 負債勘定の各項目は、適当な項目に細分しなければならないものであること（規則第7条第1項）。
- 13 負債勘定のうち固定負債に属する負債及び流動負債に属する負債をそれぞれ定めたこと（規則第7条第2項及び第3項）。

14 償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等に係る長期前受金は、負債勘定のうち繰延収益に属するものとしたこと（規則第7条第4項）。

15 負債勘定の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならないものであること（規則第7条第5項）。

十 その他

(一) 表示

予定損益計算書及び損益計算書における損益の表示、予定貸借対照表及び貸借対照表における資産又は負債の表示について、それぞれ定めたこと（規則第23条から第34条まで）。

(二) 注記

1 会計に関する書類（法第25条の予算に関する説明書並びに法第30条第7項の決算について作成すべき書類、同条第1項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第6項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。）には、次に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならないこととしたこと（規則第35条）。

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(2) 予定キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する注記

(3) 予定貸借対照表及び貸借対照表に関する注記

(4) セグメント情報に関する注記

(5) 減損損失に関する注記

(6) リース契約により使用する固定資産に関する注記

(7) 重要な後発事象に関する注記

(8) その他の注記

2 1に規定する事項に関する注記について、その内容をそれぞれ定めたこと（規則第37条から第44条まで）。

(三) 資本組入れ制度の廃止

減債積立金を使用して企業債を償還した場合、また、積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合等において、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れる制度を廃止したこと（改正前の令第25条）。

(四) 指針

総務大臣は、法、令及び規則の規定に基づき地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針を定めるものとしたこと（規則第54条）。

第二 資金不足比率の算定に関する事項

一 地方財政法施行令における資金の不足額の算定方法の改正

地財令第15条第1項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額の算定に当たっては、流動負債の額から次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額を控除することとしたこと。

- (1) 公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費（以下「建設改良費等」という。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額
- (2) 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令における資金の不足額等の算定方法の改正

健全化令第3条第1項、第4条及び第16条に規定する当該年度の前年度の資金の不足額又は資金の剰余額の算定に当たっては、流動負債の額から次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額を控除することとしたこと。

- (1) 建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額
- (2) 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

三 地方財政法施行令における資金の不足額の算定方法に係る経過措置

改正後の令及び規則の規定が最初に適用される年度（以下「最初適用年度」という。）の事業年度の決算が地方公共団体の長に提出されてから最初適用年度の初日から起算して3年を経過した日の属する年度の事業年度の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間は、地財令第15条第1項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額の算定に当たって、流動負債には次の(1)及び(2)に掲げる負債を、流動資産には資産に係る引当金を、それぞれ含めないものとする経過措置を設けたこと（地財令第32条の2、地方債省令附則第8条の2）。

- (1) 引当金（資産に係る引当金及び1年以内に使用されないと認められるものを除く。）
- (2) ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年以内に期限が到来するもの

四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令における資金の不足額等の算定方法に係る経過措置

改正後の令及び規則の規定が最初に適用される年度の初日（以下「適用開始日」という。）から起算して1年を経過した日の属する年度から適用開始日から起算して3年を経過した日の属する年度までの間は、次の経過措置を設けたこと（健全化令第28条、健全化規則附則第3条）。

- 1 健全化令第3条第1項、第4条第1項及び第16条に規定する当該年度の前年度の資金の不足額又は資金の剰余額の算定に当たって、流動負債には次の(1)及び(2)に掲げる負債を、流動資産には資産に係る引当金を、それぞれ含めないものとしたこと。
 - (1) 引当金（資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。）
 - (2) ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの
- 2 健全化令第17条第2号並びに健全化規則第6条第1項第2号及び第9条第3号に規定する負債には次の(1)及び(2)に掲げる負債を含めないものとしたこと。
 - (1) 引当金（資産に係る引当金を除く。）
 - (2) ファイナンス・リース取引におけるリース債務
- 3 健全化令第17条第2号に規定する資本の額には資産に係る引当金の相当額を加算するものとしたこと。

第三 施行期日及び経過措置に関する事項

一 施行期日に関する事項

一部改正政令による令、地財令及び健全化令の一部改正、並びに一部改正省令による規則、地方債省令及び健全化規則の一部改正は、平成24年2月1日から施行するものであること（一部改正政令附則第1条、一部改正省令附則第1条）。

二 地方公営企業法施行令の一部改正及び地方公営企業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

(一) 適用に関する経過措置

- 1 改正後の令及び規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例によるものであること（一部改正政令附則第2条第1項、一部改正省令附則第2条第1項）。

2 法の規定の全部又は一部を適用する公営企業は、1にかかわらず、改正後の令及び規則の規定を平成24年度又は平成25年度の事業年度から適用することができるものであること（一部改正政令附則第2条第2項、一部改正省令附則第2条第2項）。

(二) 繰延勘定の廃止に伴う経過措置

改正後の令及び規則の規定が最初に適用される事業年度（以下「最初適用事業年度」という。）の前事業年度の末日における繰延勘定については、なお従前の例によることとしたこと（一部改正政令附則第3条）。ただし、最初適用事業年度の前事業年度の末日において、現に繰延勘定として整理されている控除対象外消費税額は、長期前払消費税勘定をもって、固定資産勘定に整理するものとし、この場合において、なお従前の例により償却しなければならないこととしたこと（一部改正省令附則第3条）。

(三) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

最初適用事業年度の前事業年度の末日において減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等の金額に相当する額で現に資本剰余金として整理されているもののうち、繰延収益として整理すべき額として総務省令で定めるところにより算定した額については、最初適用事業年度の初日において、繰延収益として整理するものとしたこと（一部改正政令附則第4条、一部改正省令附則第6条）。

三 地方財政法施行令の一部改正及び地方債に関する省令の一部改正に伴う経過措置

1 改正後の地財令第15条第1項及び第26条第1項の規定並びに改正後の地方債省令第12条及び附則第8条の2の規定は、平成27年度以後の年度における地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第5項第1号及び第5条の4第3項第1号に規定する当該年度の前年度の資金の不足額の算定について適用し、平成26年度以前の年度における当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、なお従前の例によることとしたこと（一部改正政令附則第5条第1項、一部改正省令附則第8条第1項）。

2 改正後の令及び規則の規定を平成24年度又は平成25年度の事業年度から適用する公営企業に係る当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、1にかかわらず、それぞれ平成25年度又は平成26年度から改正後の地財令第15条第1項及び第26条第1項の規定並びに改正後の地方債省令第12条及び附則第8条の2の規定を適用するものとする（一部改正政令附則第5条第2項、一部改正省令附則第8条第2項）。

四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置

- 1 改正後の健全化令第3条第1項第1号及び第2号、第4条第1号及び第2号、第16条（準用規定）並びに第17条第2号の規定並びに改正後の健全化規則第1条の2、第2条、第6条、第9条、第19条及び附則第3条の規定は、平成27年度以後の年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第2号ロに規定する資金の不足額、同号ニに規定する資金の剰余額、同法第22条第2項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額及び同項に規定する当該年度の前年度の事業の規模の算定について適用し、平成26年度以前の年度における資金の不足額等の算定については、なお従前の例によることとしたこと（一部改正政令附則第6条第1項、一部改正省令附則第9条第1項）。
- 2 改正後の令及び規則の規定を平成24年度又は平成25年度の事業年度から適用する公営企業に係る資金の不足額等の算定については、1にかかわらず、それぞれ平成25年度又は平成26年度から改正後の健全化令第3条第1項第1号及び第2号、第4条第1号及び第2号、第16条（準用規定）並びに第17条第2号の規定並びに改正後の健全化規則第1条の2、第2条、第6条、第9条、第19条及び附則第3条の規定を適用するものとする（一部改正政令附則第6条第2項、一部改正省令附則第9条第2項）。

五 その他

退職給付引当金、リース会計等に関する経過措置を定めていること（一部改正省令附則第5条、第7条等）。

以上